

境港農業振興地域整備計画

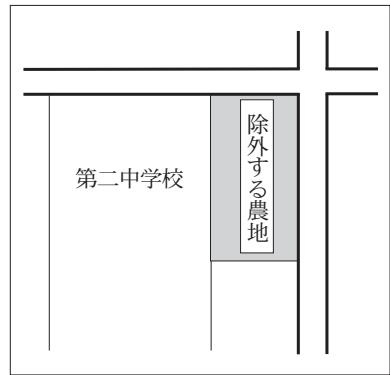
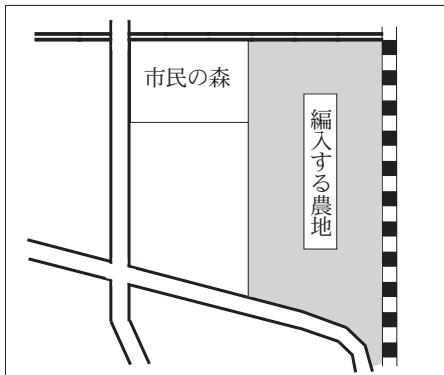
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の改正および鳥取県農業振興地域整備基本方針の変更に伴い、現在、境港農業振興地域整備計画の見直し作業を行っています。

変更素案の概要

国、県が定めた確保すべき農用地の平成32年における目標面積を参考に、市の実態に合わせた農用地区域の変更を行つもので

現況

農業用施設用地	426 ha
計	439 ha
国	13 ha
県	6 ha
国	4 ha
県の目標面積(参考)	3 ha
（ともに増加率2%）	
○農用地区域の変更箇所と理由	
①除外する農地	
竹内町字清助田の一部	
計0・9 ha	



※第二中学校の東隣に建設予定の学校給食センター用地として整備するため。

②編入する農地

新屋町字西中塚
小篠津町字寺西
茶苑畑、字角藪

農業用施設用地	426 ha
計	439 ha
国、県の目標面積（参考）	13 ha

- 農用地区域の変更箇所と理由
①除外する農地

竹内町字清助田の
計0・9ha

※素案についての詳細は、商工農政課窓口、市ホームページで公開しています。市民の皆さんのご意見等をお寄せください。

(
47
-
1053

※農地の集団化と畑作営農の基盤整備を図るために、昭和53年55年度に区画整理された農地で

現在も農用地区域農地と同等の農地として利用、保全されているところですが、今後も市農業振興上確保すべき優良な農地として編入を図るもの。

農業振興地域とは

自然、経済、社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが適当な地域として、農振法に基づき、県が指定した地域です。

農地転用とは、農地を農地でない土地に転換することをいいます。例えば、畑や田んぼを整地して家を建てたり、駐車場になりましたりすることです。

農地転用をする場合、農地法という法律の規定に基づく許可が必要になります。

農地転用の許可申請の受付は農業委員会で行っていますので詳しくは、市ホームページ、農業委員会までお問い合わせください。

雕版印刷之書



新規登録		登録料	登録料
氏名	性別	年齢	年齢
あきら 門脇 明			
やすえ 角 安榮			渡
つくたに 築谷 敏樹			
こう ○ 濱田 孝			
やぶうち ◎ 蔵内 明			外江
みちこ 酒井 美智子			境
たかし 佐々木 隆			上道
いさお 竹安 勲			
てるえい 武良 照榮			余子
しんや 足立 晋哉			
こう 角 興			
かずひと 永井 和人			
さとる 永見 謙			中浜

◎印は会長、○印は職務代理